



一般廃棄物処理業許可証

掛環ご許可第3-2号
平成30年6月4日

御前崎市宮内248-5
株式会社 アドバンス中部サービス
代表取締役 高瀬 晴康 様

掛川市長 松井 三郎



平成30年5月15日付け廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可の申請について、次のとおり許可します。

許可番号	24号
営業所の所在地	御前崎市佐倉2975-1
営業所の名称	株式会社 アドバンス中部サービス
代表者の氏名	代表取締役 高瀬 晴康
業務の内容	事業系一般廃棄物の収集、運搬
取扱一般廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された事業系一般廃棄物 (し尿、汚泥を除く)
営業の区域	掛川市内 全域
許可期間	平成30年6月6日 から 平成32年6月5日 まで
条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等、廃棄物に関する法令を遵守し、違反したときは、この許可を取り消すことがある。 (2) 事業系ごみ搬入時展開検査時に指摘を受け、平成30年3月7日に提出した改善報告書の内容を厳守すること。 (3) 排出事業者が排出した適正に分別されていない廃棄物及び環境資源ギャラリーに持ち込むべきでない廃棄物は、収集業者の責任において判断し、環境資源ギャラリーに持ち込まないこと。 (4) 収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有するよう従業員教育を徹底し、排出事業者への適正排出指導についても収集事業者の責務として取り組むこと。